

○二本松市都市計画法関係事務手数料条例

平成 27 年 3 月 25 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）に規定する事務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第 2 条 市長は、別表の左欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

(徴収の時期)

第 3 条 手数料は、申請又は写しの交付の際に徴収する。

(手数料の免除)

第 4 条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不還付)

第 5 条 既納の手数料（開発登録簿の写しの交付手数料を除く。）は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(罰則)

第 6 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

納付しなければならない者	名称	手数料の額		
		区分	規模	金額
1 法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請者	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	43,000円
			0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	86,000円
			1.0ヘクタール以上 3.0ヘクタール未満	130,000円
			3.0ヘクタール以上 6.0ヘクタール未満	170,000円
			6.0ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満	220,000円
			10.0ヘクタール以上	300,000円
			主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満
		0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満		120,000円
		1.0ヘクタール以上 3.0ヘクタール未満		200,000円
		3.0ヘクタール以上 6.0ヘクタール未満		270,000円
		6.0ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満		340,000円
		10.0ヘクタール以上		480,000円
		その他	0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	190,000円
			0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	260,000円

		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上 3. 0ヘクタール未満</td> <td>390,000円</td> </tr> <tr> <td>3. 0ヘクタール以上 6. 0ヘクタール未満</td> <td>510,000円</td> </tr> <tr> <td>6. 0ヘクタール以上 10. 0ヘクタール未満</td> <td>660,000円</td> </tr> <tr> <td>10. 0ヘクタール以上</td> <td>870,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1. 0ヘクタール以上 3. 0ヘクタール未満	390,000円	3. 0ヘクタール以上 6. 0ヘクタール未満	510,000円	6. 0ヘクタール以上 10. 0ヘクタール未満	660,000円	10. 0ヘクタール以上	870,000円
1. 0ヘクタール以上 3. 0ヘクタール未満	390,000円									
3. 0ヘクタール以上 6. 0ヘクタール未満	510,000円									
6. 0ヘクタール以上 10. 0ヘクタール未満	660,000円									
10. 0ヘクタール以上	870,000円									
2 法第 35条 の2第 1項の 規定に 基づく 開発行 為の変 更の許 可の申 請者	開発行為 変更許可 申請手数 料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ1の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>								
3 法第 42条 第1項 ただし 書の規 定に基 づく建 築等の 許可の 申請者	予定建築 物等以外 の建築等 許可申請 手数料	26,000円								
4 法第 45条 の規定	開発許可 を受けた 地位の承	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業								

<p>に基づ く開発 許可を 受けた 地位の 承継の 承認の 申請者</p>	<p>継の承認 申請手数 料</p>	<p>務の用に供する建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合にあっては、1,700円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあっては、2,700円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては、17,000円</p>
<p>5 法第 47条 第5項 の規定 に基づ く開発 登録簿 の写し の交付 を受け ようと する者</p>	<p>開発登録 簿の写し の交付手 数料</p>	<p>用紙1枚につき470円</p>
<p>6 省令 第60 条の規 定に基 づく開 発行為 又は建 築に関 する証 明書等 の交付</p>	<p>開発行為 又は建築 に関する 証明書等 の交付申 請手数料</p>	<p>470円</p>

二本松市都市計画法関係事務手数料条例

の申請 者		
----------	--	--